

廿七、これは宮の御はら、大井殿の御はらは五郎兵衛の佐あきすみ年廿六、六郎兵部のたゆふかねすみ年廿五、宮の御はら七郎玄、うなるすみのおなじ年、八郎大井殿のたゆふ九郎式部のせう殿上人きよすみ年廿二、宮の御はらの十郎兵衛のせうの藏人よりすみ廿、大井殿の御はら十郎ちかすみ御をんな宮の御はらのおほいぎみは、御せうとの今のみかどにつかうまつらせ給けり、

○按ズルニ、太郎二郎等ノ事ハ、姓名部名篇ヲ参照スベシ、

〔倭名類聚抄男二〕娘 説文云、娘小女之稱也、必良反和名無須女

〔箋注倭名類聚抄男一〕按無須、生産之義、謂生答爲答牟須、无須比乃加美、用産靈字、皆可證无須米

謂所産生之女、神代紀稻田宮主簀狭之八箇耳女子號稻田媛、顯國玉之女子下照姫、女子並訓牟

須米、是也、然則子孫類所引史記息女當訓无須女、今訓娘爲无須女、非是、應神紀嬢子訓乎止女爲

允中略原書不載、娘字、韻會、娘通作嬢、説文有嬢字、云煩擾也、一曰肥大也、不與此引同、按玉篇云、娘

小女之號、廣韻同、恐源君誤引之、又按嬢本訓肥大、轉爲爺嬢字、再轉爲少女之號也、

〔伊呂波字類抄人倫〕娘 ムスメ

〔物類稱呼人倫〕息女むすめ 京畿にてこれうにんといふ、薩摩にてもこれうといふ、中國及奥州

にておごうといふ、御とは女の稱なり、奥の南部にてをこれんといふ、越後の高田長岡にて、をこれんとい

ふは、他の妻女を云也、備前などもをなじ、

〔倭訓栞前編三十一〕むすめ 我女をいふ、生女の意也、日本紀に、女子又女又子女をよみ、和名鈔に

娘をよめり、説文に、娘少女之稱也と見ゆ、津輕にてはてべたといふ、今息女と稱す、漢書に見えたり、

〔倭訓栞中編三十〕おぢやう 東國の俗語に、貴家の處女をいふ詞也、お女郎の轉訛といへど、阿娘